

指摘事項

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・短期入所生活介護

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第52号）

「施設条例」

鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第48号）

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日鳥取市条例第45号）

◎根拠条文

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

☆勤務体制の確保

■勤務表について、看護職員と機能訓練指導員の兼務関係を明確にすること。（条例第81条で準用する第36条、予防条例第33条）

原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確とする必要があります。

☆身体拘束未実施減算

■身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を年2回以上実施することとなっているが、そのうち1回の研修内容が、直接的に身体拘束等の適正化のための内容と言えるものではなかったため、研修の内容の見直しを行うこと。（施設条例第16条第6項第3号、地域密着条例第158条第6項第3号、老企第40号第2の5（5）、老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号第2の8（5））

身体拘束未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に定める記録を行っていない場合及び基準に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなります。

☆看取り介護加算

■看取り介護加算Ⅰについて、以下の事項を介護記録等に記録すること。

イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等の記録

ロ 療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録

ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録。

（老企第40号第2の5（35））

看取り介護の記録については、身体状況の変化のみの記録だけでは不足となります。
入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの記録、看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者の意向等も必ず記録してください。

☆口腔衛生の管理①（令和6年度から義務化）

■口腔衛生の管理について、技術的助言及び指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。（介福条例第22条の3、第56条で準用する第22条の3、地密条例第164条の3、第190条で準用する第164条の3）

【口腔衛生の管理】

- ①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施すること。
- ②当該施設の従業者又は歯科衛生士等が入所者ごとに施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。

☆口腔衛生の管理②（令和6年度から義務化）

【口腔衛生の管理】

③ ①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の「口腔衛生管理体制計画」を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。なお、当該計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制の計画に代えることができるものとする。

イ 助言を行った歯科医師

ロ 歯科医師からの助言の要点

ハ 具体的方策

ニ 当該施設における実施目標

ホ 留意事項・特記事項

④医療保険において歯科訪問診療が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃に係る技術的助言及び指導又は②の計画に関する技術的助言又は指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと

☆計画の作成

■施設サービス計画が漫然かつ画一的なものとなっていた。施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び生活課題をアセスメントにより適切に評価し、施設サービスの方向性を示す個別具体的なものとすること。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し入居者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※施設サービス計画の作成に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）に沿って行ってください。